

西尾市上下水道事業収納業務等包括委託業務
公募型プロポーザル実施要領

西尾市 上下水道部 上下水道営業課

西尾市上下水道事業収納業務等包括委託業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、西尾市上下水道事業収納業務等包括委託業務（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、お客様サービスの向上と合理的かつ効率的な業務の更なる促進を図るために、提案、実績や能力を総合的に評価し、本業務に最も適した事業者を公募型プロポーザル（以下「本件プロポーザル」という。）方式により選定するための手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

西尾市上下水道事業収納業務等包括委託業務

(2) 業務内容

詳細は、西尾市上下水道事業収納業務等包括委託業務仕様書及び関連資料（以下「業務仕様書」という。）に示すとおりとする。ただし、業務仕様書内の趣旨に反さず、利用者のサービスの低下を生じない限りにおいて、企画提案書により代替提案ができるものとする。

(3) 履行期間

履行期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、契約締結日から令和6年3月31日までは引継ぎ期間とする。

現受託者から引継ぎを実施し、これに係る費用は受託者の負担とする。

また、履行期間を終えた受託者は、履行期間終了後令和9年6月30日までの間に西尾市上下水道事業（以下「管理者」という。）からデータ等の提出を求められた場合は、自らの負担により資料及びデータを作成し、管理者に提出しなければならない。

(4) 事務局

西尾市上下水道部上下水道営業課

〒445-0062 西尾市丁田町五助 18 番地（水道庁舎 1 階）

電話番号 0563-57-1212

E-mail : jogesui-e@city.nishio.lg.jp

担当者 尾崎

(5) 業務場所

西尾市丁田町地内外

(6) 提案見積金額の上限額

本業務における提案上限度額は、 359,700,000 円とする。

提案にあたっては別途指定する様式に積算根拠等を示すこと。なお、提案見積金額が上限額の範囲内である提案であっても、積算根拠に合理性がなければ、これを認めない。

令和6年度 119,900,000 円

令和7年度 119,900,000 円

令和8年度 119,900,000 円

※契約時の予定価格を示すものではない。

※金額は、消費税及び地方消費税相当額を含む。

(7) 支払い方法

委託料の支払い方法については、契約金額総額の36分の1の額を毎月払いとする。

※契約締結日から令和6年3月31日までの期間においては、委託料の支払いは、発生しないものとする。

3 参加資格要件

公告日現在、令和4・5年度西尾市入札参加資格者名簿（物品等大分類「03. 役務の提供等」中分類「01. 建物等各種施設管理」小分類「08. 上・下水道施設管理」）に登録されている者で次の各号に全て該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 愛知県内に本店または支店等を置く者。
- (3) 国または地方公共団体に対して滞納がない者。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続中でない者。
- (5) 本件に係る公告日から受託者決定までの間に、西尾市競争入札参加停止措置要綱に基づいた指名停止を受けていない者。
- (6) 西尾市が行う調達契約からの暴力団排除に関する要綱第4条第1項に規定する排除措置を受けたことのない者。
- (7) 西尾市公契約条例の規定に、反していない者。
- (8) 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格である ISO27001(日本工業規格「JISQ27001」)又は日本工業規格「JISQ15001 個人情報保護マネジメント」(プライバシーマーク)の認証を取得していること。
- (9) 平成30年度以降において、地方自治体からの元請による上下水道事業に関する業務の受託実績を有している者。

4 日程(予定)

本案件の日程は、次のとおりとする（ただし、都合により変更する場合がある）。

項 目		時 期
1	参加募集（公告日）	令和5年6月20日
2	参加資格申請書に関する質問受付期間	令和5年6月27日～令和5年6月29日 午後5時必着
3	参加資格申請書に関する質問の回答期限	令和5年7月3日
4	参加資格申請書の受付期間	令和5年7月3日～令和5年7月14日 午後5時必着
5	第一次審査	令和5年7月18日～令和5年7月19日
6	第一次審査結果通知	令和5年7月20日
7	企画提案書作成に関する質問書受付期間	令和5年7月21日～令和5年7月31日 午後5時必着
8	企画提案書作成に関する質問の回答期限	令和5年8月4日
9	企画提案書、提案見積書等の受付期間	令和5年8月21日～令和5年8月31日
10	第二次審査（プレゼンテーション及びビザリング）	令和5年9月20日・令和5年9月21日（予備日）
11	審査結果通知	令和5年9月29日
12	細目協議、契約締結	令和5年10月2日～令和5年12月22日
13	業務履行に関する引継ぎ期間	令和6年1月4日～令和6年3月31日
15	業務委託開始	令和6年4月1日

5 参加申請書類の交付方法

参加申請書類（様式）は、西尾市ホームページから入手すること。

6 参加資格申請書への質問の受付及び回答

(1) 質問方法

質問書の様式は、西尾市のホームページからダウンロードすること。

質問書の提出には、電子メールで行うものとし、**件名には「プロポーザルに関する質問【事業者名】」**と明記し、質問書（様式第1号）に質問内容を簡潔にまとめて送信すること。

なお、電子メール送信後、必ず電話による質問書到達の確認を行うこと。
参加者からの質問内容については、西尾市上下水道部から、参加者に問い合わせる場合がある。

(2) 電子メール送信先及び連絡先

E-mail : jogesui-e@city.nishio.lg.jp

連絡先：西尾市上下水道部上下水道営業課（水道庁舎 1 階）

電話番号：0563-57-1212

(3) 回答期限及び回答方法

質問に対する回答は、質問回答書としてとりまとめ、令和5年7月3日（月）午後5時までに、西尾市ホームページに当該回答書を掲載することにより回答に代えるものとする。なお、質問者の名称等については非公表とし、電話及び口頭による個別の対応は行わない。また、回答後の回答内容に対する質問については一切受け付けない。

7 参加資格申請書等の提出期間、場所及び方法

(1) 提出方法及び提出期間

持参又は郵送による。

持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

郵送の場合は、令和5年7月14日（金）午後5時必着とし、郵送で送る旨を必ず電話で連絡すること。

(2) 提出場所

西尾市上下水道部上下水道営業課 料金担当（水道庁舎 1 階）

〒445-0062 西尾市丁田町五助 18 番地 電話 0563-57-1212

(3) 提出書類

ア 参加資格申請書（様式第2号）

イ 会社概要書（様式第4号）※パンフレットがあれば添付すること

ウ 認証取得状況関係書類

エ 受託実績表（様式第5号）及び受託実績を証明する契約書の写し（任意の一契約）

オ 国・県・市（区）町村税に滞納が無いことの証明書

- ・本社所在地所轄の税務署で発行する法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書（税務署所定様式：納税証明書その3の3）

- ・契約営業所所在地の市（区）町村で発行する法人市民税、市県民税、（特別徴収分）、事業所税、固定資産税（土地、家屋、償却資産）、軽自動車税の滞納がないことの証明書

- ・契約営業所所在地の県税事務所が発行した法人県民税、法人事業税、地方法

人特別税及び自動車税の滞納がないことの証明書
カ 上記 アから エに係る付属資料
※オの証明書については、各発行官公署等において定めた方式で発行されたもので、本件プロポーザルの公告日以降に発行されたものとする。

(4) 提出部数

参加表明に必要とする様式及び添付書類 1部
※参加表明書等の様式は、西尾市ホームページからダウンロードすること。

8 第一次審査

本要領7により提出された参加表明書等について、別紙『西尾市上下水道事業収納 業務等包括委託業務 評価基準』第一次審査項目に基づき、事務局による書類審査を実施する。

- ・ 本要領3の参加資格要件を満たさない者は失格とする。
- ・ 上位4者を決定する。
- ・ 上記に関わらず、4番目の順位の方が同一点数で2者以上となった場合は、当該者いずれも第一次審査通過者とする。

9 第一次審査結果通知

第一次審査の結果については、参加資格申請書を提出したすべての者に対して、**令和5年7月20日（木）**付け文書にて郵送で通知する。

また、第一次審査通過者に対しては、第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施日、会場の連絡を併せて行うものとする。

なお、審査結果についての質問、異議申立は一切受け付けない。

10 企画提案書等への質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和5年7月21日（金）から 令和5年7月31日（月）まで

(2) 提出場所及び提出方法

質問書（様式第1号）は、西尾市のホームページから直接ダウンロードすること。

質問内容は簡潔にまとめて事務局のメールアドレスに送付するものとする。

メールアドレス：jogesui-e@city.nishio.lg.jp

(3) 回答方法

質問に対する回答を質問回答書としてとりまとめ、西尾市ホームページに**令和5年8月4日（金）**までに当該回答書を掲載により回答する。なお、質問者の名称等については非公表とする。

また、電話及び口頭による個別の対応は行わない。

11 企画提案書等の提出期間、場所及び方法

(1) 提出期間

令和5年8月21日(月)～令和5年8月31日(木)

※土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時00分から午後5時まで

(2) 提出場所

事務局

西尾市丁田町五助18番地

西尾市上下水道部上下水道営業課 料金担当(水道庁舎1階)

(3) 提出方法

持参すること。

(4) 提出書類

ア 企画提案書(様式第6号)

イ 財務状況関係書類(提出部数は1部、様式は任意とする。)

(ア) 直近2ヵ年の会計年度における事業報告及び財務諸表(貸借対照表、損益計算書、付属証明書)

(イ) 直近の決算書を用い、自己資本比率、経営安全率、経常収支比率、流動比率を計算したもの

※計算の根拠を明確にし、資料を添付する。

(ウ) 本市同等程度の水道事業体からの受託実績を証明する契約書の写し、又は同等の書類 ※提出は2以上3水道事業体分までとする。

ウ 見積書(税抜き) ※提出部数は1部、様式は任意

委託期間である令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間の見積金額を提出すること。社印及び代表者印を押印し、厳重に封かんのうえ提出すること。引継ぎ期間に要する必要経費が生じる場合は見積書内に明記すること。

エ 企画提案書

(ア) サイズはA4 縦長ファイル(紙製・閉じ具は金属製でないもの)とし、1冊にまとめること。

(イ) ファイルの表紙及び背表紙には、「西尾市上下水道事業収納業務等包括委託業務」とタイトルを記載し、正本・副本の別を表示すること。

(ウ) 各提出書類の間には、仕切りやインデックス等を挟み、ページ番号を付与し、タイトル、表紙、目次を付けること。

(エ) 原則、全ての書類はA4判縦(A3判織り込み可)、横書きとすること。

(オ) 企画提案書の内容

◆ 会社概要(1枚以内)

- ・ 資本金、所在地、業務内容、従業員数、社歴について
- ・ 給水人口 10 万人以上（平成 30 年 4 月 1 日現在）の水道事業体からの受託実績 ※1 契約あたりの給水人口が 10 万人以上のもの（合計件数記載）

◆ 業務体制(3枚以内)

- ・ 指揮命令系統・責任体制
検針から納付までの業務における指揮命令系統と責任体制について
- ・ 人員体制・欠員補助
配置予定の業務責任者の人事異動に関する考え方について
配置予定の人員体制と欠員が出た場合の人員補充体制について
※配置予定の人員の業務従事経験年数を記載すること
- ・ 労働環境・研修体制
コンプライアンスの遵守に対する考えについて
配置予定社員の知識や技術の向上を目的とした研修体制について
- ・ 各営業所間の情報共有
各営業所での業務ノウハウや課題の共有体制について
会社組織としての問題解決体制について

◆ 業務運営(5枚以内)

- ・ 市民サービスの向上
受託業務における市民サービスの向上策について
営業所における効率的な業務運営について
- ・ 収納率向上（滞納整理）
本市の状況を踏まえた収納率向上策について
公平公正な滞納整理について
- ・ 問題解決
受託業務における問題の解決について
問題の再発防止について
発注者への報告と問題解決に向けた発注者との協力体制について

◆ 危機管理体制(3枚以内)

- ・ 情報漏えい対策
個人情報関連の資格やプライバシーマークの保有状況について
業務中の個人情報管理体制と流出防止体制について
- ・ 災害時の緊急管理体制
自然災害に備えた顧客データ管理体制について
自然災害による断水事故等が発生した場合の協力体制について

- ・不当要求等への対応

- 不当要求や苦情への対応について

- ・事故防止

- 受託業務における事故防止体制について

- ◆ 地域貢献(1枚以内)

- ・配置予定社員や検針員の地域雇用について
 - ・見守り協定などの各種協定による地域貢献について

- ◆ 企業提案(2枚以内)

- ・提案業者の特徴を活かした、受託業務における自己アピールについて
 - ・本市水道事業の状況に合わせた、提案業者からの自由提案について

(5)提出部数等

正本 各1部 副本 各6部

ただし、上記(4)イ及びウは1部

- (ア) 枚数制限のある様式にあっては指定のページの範囲内で作成すること。
- (イ) 提出書類の提出期限後における書類の追加、修正及び再提出には原則として応じない。
- (ウ) 提出書類の作成及び提出並びにヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。
- (エ) 提出書類の返却は行わない。

(6)特記事項

- (ア) 西尾市としては、本事業の実施にあたり、コスト削減や省力化を図ることを踏まえた提案とすること。
- (イ) 現在本市で使用している既存のシステムを使用し業務を行うこと。
 - 上下水道料金システム(W. ing3.0 開発者株式会社フューチャーイン)
 - 検針時使用機器 Panasonic FZ-N1 TOUGHBOOK
 - CITIZEN モバイルプリンタ CMP-30 II

12. 辞退

- (1)プロポーザルを辞退する者は辞退届(任意様式)を速やかに提出すること。
- (2)提出先は事務局とし、提出方法は持参又は郵送(配達証明付書留郵便)とする。

13. 第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)の実施

(1)実施予定日時

令和5年9月20日(水) 午前10時から午後4時まで

※ 開始時間は、参加資格確認通知書内で通知する。

※ (予備日) 令和5年9月21日(木)

(2)実施予定場所

西尾市水道庁舎 3階 第2会議室

(3)プレゼンテーション及びヒアリングの出席者

プレゼンテーション及びヒアリングに出席する者は、提案書の内容を熟知している5名までとし、そのうちの1名は、配置予定の業務責任者が参加すること。

(4)プレゼンテーション及びヒアリングの時間

各提案者あたり45分以内(説明30分、質疑応答15分)とする。

(5)プレゼンテーションの方法

原則として企画提案書によるものとし、企画提案書等の提出時に提出していないものを新たに提出することはできない。使用する機材等は、スクリーン及びプロジェクター以外については提案者にて準備するものとする。

14. 審査

- (1) 第二次審査は、市職員で構成するプロポーザル選定委員が、プロポーザル参加者が行うプレゼンテーション及びヒアリングの内容を評価し、本業務に係る受託候補者を選任するものである。
- (2) 別紙「西尾市上下水道事業収納業務等包括委託業務 評価基準」に掲げる評価項目ごとに、プロポーザル選定委員が5段階評価にて配点し、評価点の総合計の比較により、受託候補者を選任する。
- (3) 第二次審査の結果については、すべてのプロポーザル参加者に対して、「結果通知書」(様式第7号)により通知する。
- (4) プロポーザル参加者が1者の場合でも、本市が定める基準を満たした提案内容であれば、プロポーザルを実施することとし、その評価点の総合計が著しく低い場合を除き、当該者を受託候補者として選任するものとする。
- (5) 審査に対する質問、異議申立は一切受け付けない。

15. 無効となる参加表明書又は企画提案書

参加表明書又は企画提案書が、次に該当する場合は無効とする。

- (1) 本要領3の参加資格要件を満たしていないもの
- (2) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (3) 指定する作成様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (5) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

(6) 虚偽の内容が記載されているもの

16. 細目協議

契約締結に向けた、仕様の詳細について、選定終了後から協議を行う。

17. 受託者引継期間

令和6年1月4日から令和6年3月31日までを引継ぎ期間とし、引継ぎに係る費用は、新受託事業者の負担とする。

18. 契約締結

- (1) 最終受託候補者に決定した事業者と契約金額等の契約条件について、企画提案書の内容を基本として協議のうえ、長期継続契約により複数年契約で業務委託契約を締結する。
- (2) 最終受託候補者選定後から契約締結までの間に、次に掲げる事項が生じた場合は、次点の事業者と協議を行うこととする。更に合意に達しない場合は、その直近の下位となった提案者と協議を行うものとする。
 - ア 最終受託候補者との協議が合意に達しない場合
 - イ 契約に関する諸手続きの中で合意に達しない場合
 - ウ 会社更生法を申請するなど契約の履行が困難と認められる場合
 - エ 業務委託契約締結前に本要領3に掲げる参加資格要件を失った場合

19. その他

- (1) 契約保証金は、西尾市契約規則(昭和39年西尾市規則第29号)第29条の規定により契約金額の100分の10以上を納付することとする。ただし、同規則第31条各号のいずれかに該当する場合には免除する。
- (2) 依頼した内容以外の書類等については受理しない。
- (3) 参加資格申請書又は企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退する場合は、参加辞退届(任意様式)を提出すること。
- (4) 提案書等の作成、プレゼンテーション等に費用に各社の負担とする。
- (5) 提出後の申込書等及び提案書等の修正または変更は認めない。
- (6) 申込書等及び提案書等提出された書類については返却しない。
- (7) 本要領に定めない事項については、地方自治法、公営企業法及びその他関係法令並びに、西尾市が制定する関係条例、規則等に従うものとする。

別紙 西尾市上下水道事業収納業務等包括委託業務 評価基準

評価項目		評価の着目点
事前審査事項 【一次審査項目】	事前審査書類	企業の規模、状況
		契約実績
当日ヒアリング事項 【二次審査項目】	業務体制	指揮命令系統・責任体制
		人員体制・欠員補助
		労働環境・研修体制
		各営業所間の情報共有
	業務運営	市民サービスの向上
		コスト削減
		収納率向上（滞納整理）
		問題解決
	危機管理体制	情報漏えい対策
		災害時の緊急管理体制
		不当要求への対応
		事故防止
	広域水道	将来的な広域水道への対応可能性
	地域貢献	地域貢献
	企業提案	企業提案
	提出資料	見積金額
		財務状況
		会社規模
		業務受託実績

質 問 書

年 月 日

(宛 先) 西尾市長

以下のとおり質問がありますので、回答をお願いします。

件名	西尾市上下水道事業収納業務等包括委託業務		
会社名			
担当者		電話	— —
担当者 メールアドレス			
資料名	ページ数	質問内容	

※質問内容には、該当資料名、ページ、該当項目等、どの項目に対する質問であるかを確認し易いように記述してください。

※質問は事務局宛に電子メールをお願いします。

事務局

西尾市上下水道部上下水道営業課 担当 尾崎

メールアドレス：jogesui-e@city.nishio.lg.jp

様式第2号

参加資格申請書

年 月 日

(宛 先) 西尾市長

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

下記の業務（プロポーザル方式）に参加を希望するため、関係書類を提出いたします。
なお、参加資格要件を満たしていること及び提出書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

業務名

提出書類 （実施要領により指定されたもの）

連絡先
担当部署
担当者名
連絡先
E-mail

様式第3号

参加資格確認通知書

年 月 日

商号又は名称
代表者名

様

西尾市長

印

年 月 日付け参加資格申請書（プロポーザル方式）により申請がありました
参加資格について、下記のとおり確認しましたので通知します。

記

業務名

結果：参加資格を認めます。
結果：参加資格を認めません。
理由：

発注担当課
電話

課

(公募)

会社概要書

1	商号又は名称	
2	本社所在地	
	〒	
	最寄りの営業所等の所在地	
	〒	
3	設立年月日	
4	払込資本金	千円
5	年度売上高	千円
6	従業員数	人
7	事業内容	

※A4：1ページ以内とする。

※会社のパンフレットがあれば、添付すること。

受託実績表 (平成30年4月1日～令和5年3月31日現在)

受託業務名 (契約件名)			
発注自治体名			
契約金額 (千円)			
履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日
業務の概要			
備 考 (特記すべき 事項など)			

※実績 (全国の地方自治体からの受注で水道事業に限る。) は過去5年間における主な3件 (履行中も可) を記入すること。

※同一発注者で、業務が複数の契約となる場合は、1業務としてまとめて記載すること。

※業務実績 (履行中も可とする) については、契約書・特記仕様書等、内容が確認できる部分の写しを添付すること。

様式第6号

企 画 提 案 書

年 月 日

(宛先) 西尾市長

住所
商号又は名称
代表者名

下記の業務について、別添のとおり企画提案書を提出します。

記

業務名

提出書類

連絡先
所属
氏名
電話
FAX

様式第7号

結果通知書

年 月 日

商号又は名称
代表者名

様

西尾市長

印

下記の業務について、プロポーザル方式選定委員会において審査した結果を下記のとおり通知します。

記

- 1 業務名
- 2 審査結果

発注担当課
電話

課